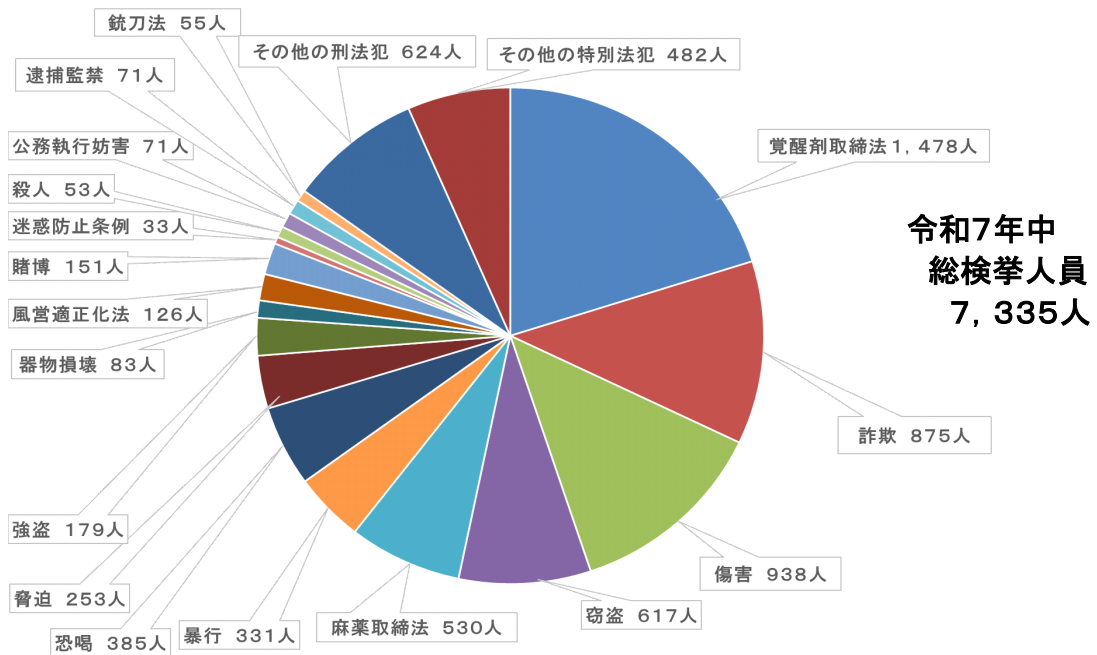


暴力団犯罪の現況

1 全国の現況

令和7年中における全国の暴力団構成員等の検挙人員は7,335人で、前年に比べ914人減少しています。このうち、暴力団構成員の検挙人員は、1,474人で、前年に比べ199人減少しています。

全国の罪種別検挙人員(令和7年)

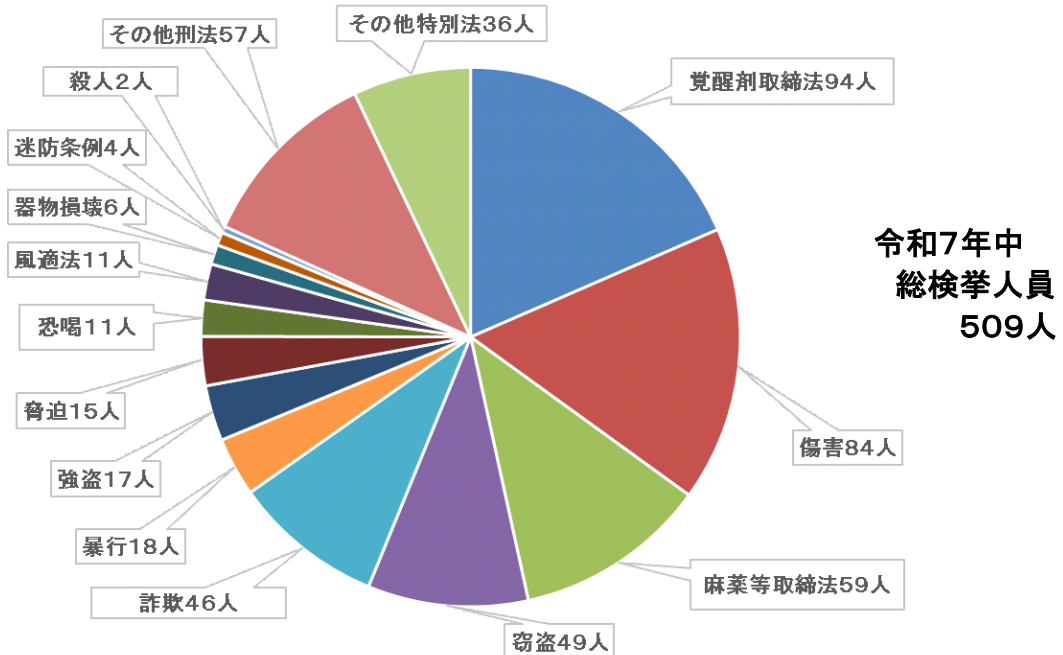


2 千葉県の現況

令和7年中における千葉県の暴力団構成員等の検挙人員は509人で、前年に比べ22人減少しています。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団組織の威力を背景とした暴力的要求行為等に対して発出した行政命令の件数は65件で、前年に比べ16件増加しています。

千葉県の罪種別検挙人員(令和7年)



暴力団等の犯罪の事例



暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪集団は、活動資金を得るために、常にお金になるネタを探しており、平気で違法行為にも手を染めるほか、県民に対して暴力行為等を行う粗暴な犯罪組織であることから、千葉県警察もあらゆる法令を駆使して取締りを行っています。

以下のとおり、千葉県警察の検挙事例を紹介します。

事例その1 暴力団員であることを隠してマンション契約を更新

稲川会傘下組織代表者は、関係者と共謀して、他人名義のマンションについて、暴力団の出入り禁止などを契約更新条件とするマンションに居住するため、関係者を介して虚偽の契約更新書類を審査担当者に提出し居住したとして詐欺罪で逮捕しました。



事例その2 禁止されている建設業務への労働者派遣

五代目工藤会傘下組織関係者は、経営する会社の労働者を、派遣が禁じられている建設業務に派遣して利益を得ていたことから、労働者派遣事業法違反で逮捕し、同会社を廃業に追い込み、暴力団の資金源を封圧しました。

事例その3 違法賭博店の売上げを受領

稲川会傘下組織関係者は、歓楽街においてスロットゲーム機等を多数設置し、違法賭博店を経営していたことから、常習賭博罪で店舗を摘発しました。

さらに、稲川会傘下組織幹部組員は、違法賭博店の売上げの一部を受け取っていたことから組織的犯罪処罰法違反で逮捕し、暴力団の資金源を封圧しました。



事例その4 性風俗店から斡旋料を受領

匿名・流動型犯罪グループのメンバーは、個室付浴場（ソープランド店）の店長に対し、有害な業務である売春婦として雇い入れさせる目的で女性を斡旋したことから、職業安定法違反で逮捕しました。

ソープランド店から得られる斡旋料などが同グループの莫大な資金源となっており、犯罪組織の資金源を封圧しました。

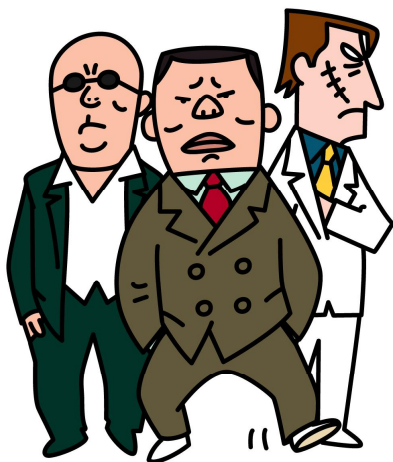
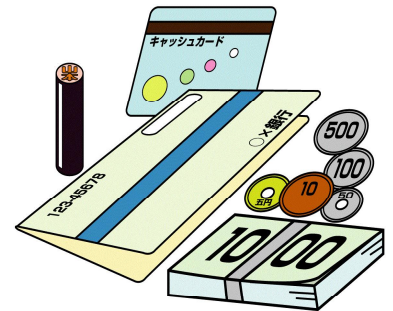


事例その5 違法風俗店の経営

五代目工藤会傘下組織組員らが、歓楽街において、無許可で違法な性風俗店を経営していたとして、風俗適正化法違反で逮捕し、暴力団の資金源を封圧しました。

事例その6 暴力団であることを隠して貸付金を申請

稲川会傘下組織幹部組員が、暴力団員であることを隠して、実質的に経営している会社において、新型コロナウイルス感染症に伴う融資金貸付制度の申請手続きを行い、約1,500万円の貸付金をだまし取ったことから、詐欺罪で逮捕し、暴力団の資金源を封圧しました。



事例その7 集団暴行事件

五代目工藤会傘下組織組員ら約20人が、住吉会傘下組織準構成員に対し因縁を付け、金属製の棒や酒瓶などで殴るなど、全治6か月の重傷を負わせた重要傷害事件が発生し、傷害罪等で組員ら18人を逮捕しました。

事例その8 暴力団同士の乱闘事件

住吉会傘下組織幹部組員と稲川会傘下組織幹部組員が、薬物密売に関する金銭トラブルから乱闘事件に発展し、住吉会側10人を傷害罪、稲川会側3人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕し、対立抗争を未然に防止しました。

事例その9 事件のもみ消しを要求

五代目工藤会傘下組織幹部組員らが、傷害事件の被害者に示談を強要し、事件を有利に解決しようとしたとして、証人威迫罪で逮捕しました。

